

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設などを指し、当施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図る。

本市の歴史的風致維持向上施設の維持及び管理に関する事業を、目的・内容別に「歴史的な建造物の保存・活用に関する事業」、「歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業」、「歴史的町並みや自然・農業景観の保全・形成に関する事業」、「歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業」、「歴史的な建造物等の周遊環境に関する事業」及び「未指定文化財の保存・活用に関する事業」の6つに分類した。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺景観への配慮や、関係機関との協議・調整を図りながら行う。また、国や県の補助制度を有効に活用するとともに、整備を行った施設の積極的な公開・活用を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の所有者や関係部署などと十分な協議・調整のうえ、適切に行うよう努める。また、地域住民や関連団体などとの連携による維持管理に取り組むとともに、必要に応じて、所有者などに対して指導・助言を行うこととする。

上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は、次のとおりである。

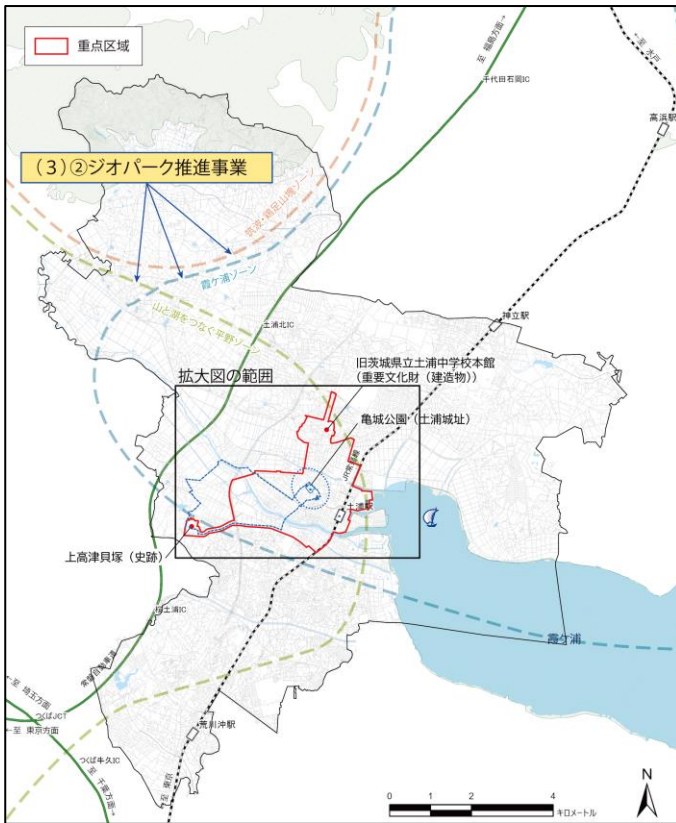
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業一覧

事業区分	事業番号	事業名称
(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業	①	歴史まちづくり包括的支援事業
	②	土浦城址整備事業
	③	歴史的な建造物の保存整備・活用事業
	④	文化財危機管理対策事業
	⑤	まちかど蔵整備事業
(2) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業	①	「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」周知・啓発事業
	②	コミュニティ助成事業
	③	土浦ブランドアッププロジェクト推進事業
	④	無形民俗文化財等保存・継承支援事業
(3) 歴史的町並みや自然・農業景観の保全・形成に関する事業	①	土浦市景観計画改定事業
	②	ジオパーク推進事業
	③	都市景観整備事業
(4) 歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業	①	博物館情報サービス推進事業
	②	上高津貝塚再整備事業
	③	亀城公園整備・活用事業
	④	博物館重要資料公開推進事業
	⑤	「土浦の歴史と民俗」映像ソフト制作事業
(5) 歴史的な建造物等の周遊環境に関する事業	①	中心市街地まちなか再生事業
	②	水郷筑波サイクリング環境整備事業
	③	公共サイン・観光案内板整備事業
(6) 未指定文化財の保存・活用に関する事業	①	文化財市登録制度創設事業
	②	未指定文化財把握調査事業

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

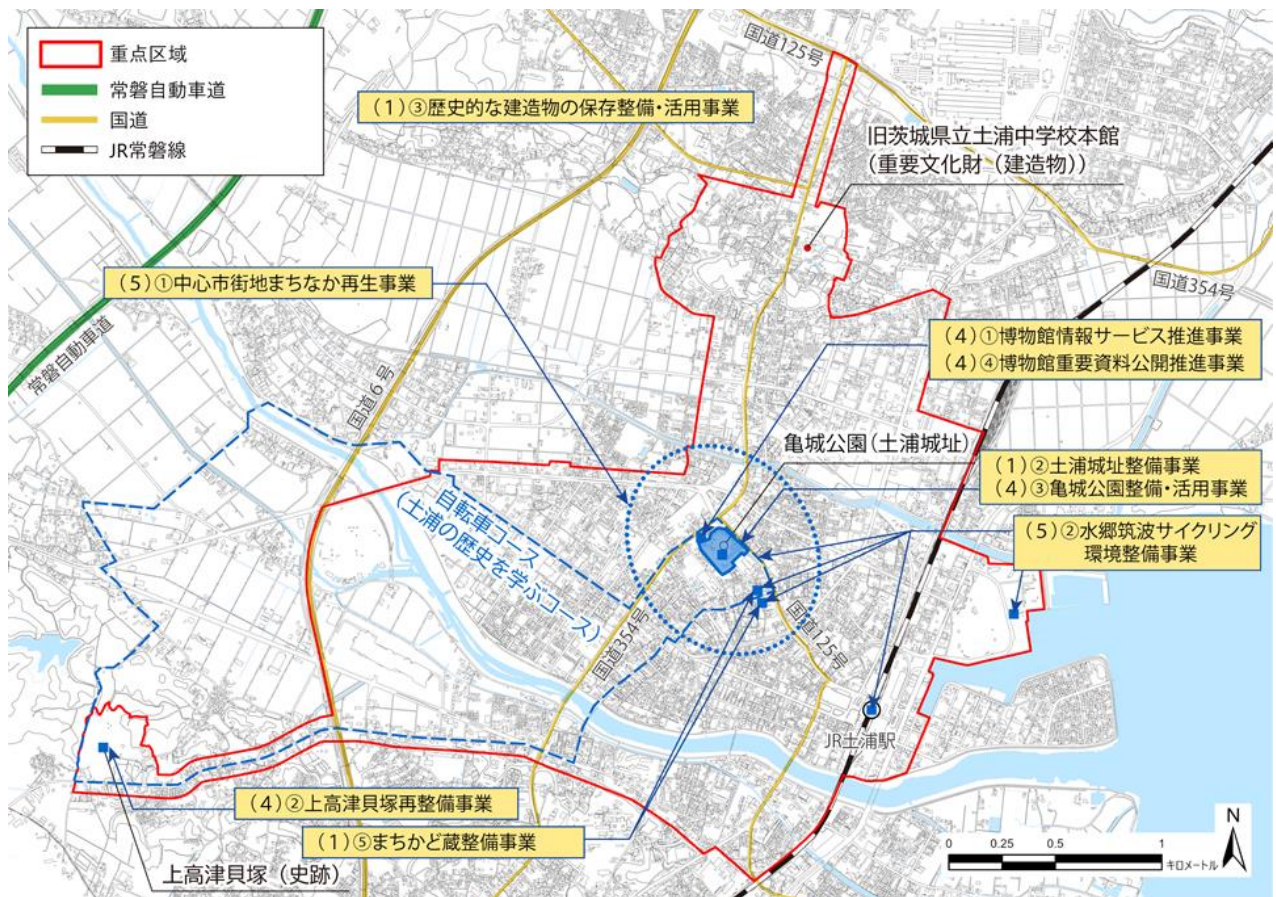
事業位置図（市全域）



【市全域】



- (1)① 歴史まちづくり包括的支援事業
- (1)③ 歴史的な建造物の保存整備・活用事業
- (1)④ 文化財危機管理対策事業
- (2)① 「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」周知・啓発事業
- (2)② コミュニティ助成事業
- (2)③ 土浦ブランドアッププロジェクト推進事業
- (2)④ 無形民俗文化財等保存・継承支援事業
- (3)① 土浦市景観計画改定事業
- (3)③ 都市景観整備事業
- (4)⑤ 「土浦の歴史と民俗」映像ソフト制作事業
- (5)③ 公共サイン・観光案内板整備事業
- (6)① 文化財市登録制度創設事業
- (6)② 未指定文化財把握調査事業

事業位置図（拡大図）



2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業




事業区分	(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業		
事業名称	① 歴史まちづくり包括的支援事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業等		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>既存の協働のまちづくりファンド事業の支援内容の拡充、建築基準法の適用除外による改修方法の選択肢の拡大、各種サービス事業者とのマッチングによる建造物の活用などを通して、歴史的な建造物の保存・活用について、費用の支援から、改修方法、活用までを包括的に支援する。</p>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ 協働のまちづくりファンド事業（支援内容の拡充）</p> <p>既存の協働のまちづくりファンド事業の支援内容の拡充を検討し、本市の歴史的風致を形成する建造物等に対し、建造物の修繕、保存、修景等に係る経費の一部を助成する。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  ➔  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px 0;"> 改修前 改修後 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■ 歴史的な建造物の保存及び活用に関する条例整備事業</p> <p>歴史的な建造物は建築基準法上既存不適格となっているものが多く、新たに生じる改修等においては、防火規制等の建築基準に適合させる必要があり、文化財指定されていない建造物等は、その価値を損なうことなく改修することが難しい場合がある。</p> <p>こうした課題に対し、建築基準法第3条第1項第3号に規定する条例を市が制定することで建築に対する規制の緩和を図る。</p> </div>		

	<p>事業のイメージ</p> <p>■ 歴史的な建造物マッチング促進事業</p> <p>適切な保存・活用が行われないうまま滅失する歴史的な建造物が存在する中で、保存・活用を希望する建造物の所有者と建造物の活用を希望する民間事業者のマッチング方策について検討し、歴史的な建造物の活用の促進を図る。</p>
<p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p>	<p>本市には、亀城公園、中城通りを中心に歴史的建造物が分布しており、景観計画、景観条例等による景観誘導を図ってきたほか、協働のまちづくりファンド事業を通して建造物等の外観の修理・修景の支援をしてきた。</p> <p>一方で、本ファンド事業は、建造物内部の修理等は対象外であるほか、ファンドの活用には、自己資金が必要になるが、所有者への建造物の活用方法についての支援がないため、建造物の活用につながりにくい状況にある。</p> <p>また、亀城公園、中城通り周辺は、準防火地域に指定されており、建造物の改修の基準に関するハードルが高い状況にある。</p> <p>本事業は、協働のまちづくりファンドの支援内容の拡充、防火規制等の建築基準の規制緩和を含んだ条例整備、歴史的な建造物のマッチングの促進を通して、これらの課題を総合的に解消し、本市に継承されてきた歴史的な建造物の保存・活用を促進し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>


第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業		
事業名称	② 土浦城址整備事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業等		
事業の位置	<p>土浦城址（亀城公園）</p> 		
事業の概要	<p>本市を代表する文化財である土浦城址に係る保存・活用の方針や具体的な取り組み内容を位置づけた個別の保存活用計画の策定を検討する。また、二の丸の濠の復元整備、霞門周辺の整備、亀城のシイ周辺の整備、ヴァーチャル（VR・AR）による城址復元を検討する。</p>  <p>二の丸の濠の復元位置 (裁判所脇)</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>個別の保存活用計画の策定により、現状や課題、保存・活用を図るための方針等が明確化されることで、関係機関や市民の共通理解のもと将来に向けた整備促進が図られる。</p> <p>また、施設の復元整備等により、県指定史跡としての価値や魅力を高めることで、文化財を活かした地域づくりや観光振興に資することが見込まれ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業		
事業名称	③ 歴史的な建造物の保存整備・活用事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	<p>市内全域（「郁文館の正門」、「一色家住宅主屋」など）</p> 		
事業の概要	<p>文化財指定された建造物については、物件ごとに個別の状態を把握し、必要に応じて修理・改修を検討する。</p> <p>文化財指定されていない建造物については、国の登録制度、歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定制度を活用し、保存措置を図る。</p> <p>「郁文館の正門」、「一色家住宅主屋」など、指定文化財や登録文化財で未活用のものについては、学術機関等と連携し、地域の実情を踏まえながら観光資源、集いの場、民間の商業施設などの効果的な活用法を調査研究する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>郁文館の正門</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>一色家住宅主屋</p> </div> </div>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的な建造物の状態を把握し、適切な保存措置を講ずることで将来にわたり貴重な建造物の保全を図る。</p> <p>また、広い視野により歴史的な建造物の活用を検討することで、周辺環境も含めた良好な歴史地域の保全と活性化が見込まれ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		



第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業		
事業名称	④ 文化財危機管理対策事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>文化財への定期的な巡視や文化財防火デー防火訓練を継続的に実施する。</p> <p>また、非常時における文化財の状況把握体制を構築するとともに、速やかな復旧にむけたノウハウを総合する手引きの作成を進める。</p> <p>さらに、文化庁が示す「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づき、博物館施設の対応などを定める「大規模災害対応マニュアル」を作成し、多方面から文化財の保護を図る。</p> <div style="text-align: center;">  <p>文化財防火デー防火訓練</p> </div>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>非常時を想定したマニュアル等を定めることで、文化財の被災リスクの予防・軽減に努め、地域の宝である文化財の保護を図るとともに、市民の防火訓練参加により、文化財保護意識の高揚を図り、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(1) 歴史的な建造物の保存・活用に関する事業		
事業名称	⑤ まちかど蔵整備事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置			
事業の概要	<p>国の登録有形文化財であるとともに、市の景観重要建造物で、現在は土浦市観光協会として活用されている土浦まちかど蔵「大徳」（旧大徳呉服店）及び土浦まちかど蔵「野村」（旧野村さとう店）の補修を行い、安全面や景観の向上を図り、観光拠点としての魅力向上を目指す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>土浦まちかど蔵「大徳」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>土浦まちかど蔵「野村」</p> </div> </div>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本市を代表する歴史的な建造物を修理、活用することにより、歴史的な建造物の価値と魅力を高めるとともに、市民や来訪者の本地区への周遊を促し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

(2) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

事業区分	(2) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業		
事業名称	① 「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」周知・啓発事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	<p>市内全域、霞ヶ浦</p> 		
事業の概要	<p>国の記録選択「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」を観光帆曳船やシンポジウムを通じ広く周知・啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 観光帆曳船運航 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民団体「土浦帆曳保存会」との協働により、毎年7月から10月に観光帆曳船を操業する。 ■ 映像上映会・シンポジウムの開催（令和7～8年度（2025～2026）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の記録選択「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」総合調査事業の調査成果・映像記録を公表 ■ シンポジウム・講演会等の開催記録の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウム映像の配信（令和7～8年度（2025～2026）） ・ 講演内容をまとめたブックレットの刊行（令和9年度（2027））  <p style="text-align: center;">霞ヶ浦の帆曳船</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>地域固有の文化財・観光資源としての「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」を周知・啓発し、その魅力を伝えることで、観光客の誘客を図るほか、技術継承者の確保と活動継続を促進し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(2) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業		
事業名称	② コミュニティ助成事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	一般財団法人自治総合センターによる一般コミュニティ助成事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>一般財団法人自治総合センターが、宝くじの収益を活用して行うコミュニティ助成事業のうち「一般コミュニティ助成事業」により、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指し、活動に直接必要な備品等の整備に対し、助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">令和4年度(2022) 祭礼用品の整備 (左:真鍋四丁目 右:田宮)</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山車や神輿等の備品の整備を支援し、地域のコミュニティ活動の促進と連帯感の高揚を図ることで、地域固有の伝統的行事が将来に渡り継承され、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(2) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業		
事業名称	③ 土浦ブランドアッププロジェクト推進事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>日本一の生産量を誇るレンコンや名産である佃煮を始めとした、地域の特性を生かして育まれてきた農林畜水産物やその加工品などを「土浦ブランド」として認定し、付加価値や認知度の向上を図ってきた。</p> <p>この認定品を市のブランドアップのシンボルとして活用し、様々な形でその魅力をPRし、交流人口の増加やまちの賑わい創出を図る。また、将来にわたり産業を継承するため、担い手が安定して商いを継続できるよう、販路の拡大を推進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>土浦ブランドロゴ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>レンコン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>佃煮</p> </div> </div>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致を形成する産業のブランド力強化による流通整備や販路拡大により、生産意欲と消費意欲の向上を図れるとともに、将来的な産業の継承につながることから歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(2) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する事業		
事業名称	④ 無形民俗文化財等保存・継承支援事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>本市に残る県指定の文化財(無形民俗文化財)等の保存団体に対して補助を行うことにより、地域固有の活動の継承を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>日枝神社流鏝馬祭</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>からかさ万灯</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>田宮ばやし</p> </div>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業の推進によって、地域固有の活動を支援することで、活動の活性化と住民意識の高揚を図る。活動が活性化し、将来にわたり実施されることで、技術等の継承が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

(3) 歴史的町並みや自然・農業景観の保全・形成に関する事業

事業区分	(3) 歴史的町並みや自然・農業景観の保全・形成に関する事業		
事業名称	① 土浦市景観計画改定事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	<p>景観計画区域市内全域</p> <p style="text-align: center;">景観計画区域及び重点区域</p>		
事業の概要	<p>平成23年（2011）に策定した土浦市景観計画について、景観を阻害する恐れのある建造物の増加に対応するとともに、歴史的な建造物が形成する町並み、筑波山麓地区の自然、霞ヶ浦湖畔の蓮田などの景観を保全し、景観資源として活用を図るため、計画の見直しを検討する。</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>景観計画を見直すことで、社会環境の変化に応じた景観誘導が可能となるほか、新たな景観資源の発掘、保全及び活用につなげることが期待でき、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(3) 歴史的町並みや自然・農業景観の保全・形成に関する事業		
事業名称	② ジオパーク推進事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業（筑波山地域ジオパーク構成自治体と広域連携）		
事業の位置	 <p>筑波山地域ジオパーク 構成地域・土浦市 ・石岡市 ・笠間市 ・つくば市 ・かすみがうら市 ・桜川市</p>		
事業の概要	<p>筑波山地域ジオパークは、大地に根差した地域資源の保全のため、当パークを構成する地域と連携を図りながら活動を進めており、令和3年（2021）に「筑波山地域ジオパーク基本計画及びアクションプラン」を策定した。本市においては、本計画に基づき、拠点施設である上高津貝塚など、霞ヶ浦や筑波山麓地域において歴史・文化に係るツアーや講座を実施し、周知、啓発を行っていく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">上高津貝塚 貝層断面展示</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>筑波山地域ジオパークの見どころである上高津貝塚、霞ヶ浦、筑波山麓は本市の歴史的風致が色濃く残る地域である。ジオパークを構成する自治体と広域的に連携し、PRを行うことで更なる誘客を図るとともに、ツアーや講座を通じて参加者の歴史・文化や自然・農業景観の保全への理解を啓発し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(3) 歴史的町並みや自然・農業景観の保全・形成に関する事業		
事業名称	③ 都市景観整備事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>景観計画及び屋外広告物条例に適合した建築行為等に係る景観誘導により、本市が誇る歴史的町並みや自然・農業景観の保全及び形成を図る。</p> <p>地域のシンボリックな建造物等について、積極的に景観重要建造物への指定を行うことで、将来にわたり良好な保全を図る。</p> <p>また、景観まちづくり団体を認定、支援することで住民主体となった景観活動に寄与する。</p> <p>■ 景観まちづくり団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号 茨城県建築士会土浦支部 ・ 第2号 土浦限界まちづくり研究会 <p>■ 景観重要建造物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号 まちかど蔵「大徳」 ・ 第2号 まちかど蔵「野村」 ・ 第3号 矢口家 ・ 第4号 土浦城址歴史的建造物 		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>建築行為等の景観誘導を行うことにより、各地区の基準に適合した景観形成を図る。また、景観まちづくり団体の活動が継続されることで良好な景観が保全されるとともに、住民の景観意識醸成につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		



景観まちづくり団体が整備した風情あるポケットパーク（中央一丁目）

(4) 歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業

事業区分	(4) 歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業		
事業名称	① 博物館情報サービス推進事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和7年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	博物館		
事業の概要	<p>現在は館内閲覧用に限定される博物館資料情報や映像ソフトについて、外部（自宅パソコンやスマートホンなど）からも閲覧ができる情報サービスを構築することで多様な情報発信を行う。</p> <p style="text-align: center;">博物館資料情報等にどこからでもアクセスできる</p> <p style="text-align: center;">自宅でも</p> <p style="text-align: center;">旅先(現地)でも</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>博物館の情報を外部から閲覧できるようにすることで、利用者の利便性を向上させるとともに、本市の歴史と文化に関わる情報に広く接する機会を創出し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		



第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(4) 歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業		
事業名称	② 上高津貝塚再整備事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	<p>上高津貝塚</p> 		
事業の概要	<p>開館後30年を経過した施設及び広場の改修を行い、これまでの調査・研究成果を活かした歴史学習の場と憩いの空間を創出する。</p> <p>■ 常設展示改装事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縄文時代の貝塚に関する常設展示を最新の調査・研究成果等をもとにリニューアルする。 ・ 国の重要文化財（考古資料）である茨城県武者塚古墳出土品の展示を新たに行う。 <p>■ 史跡再整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上高津貝塚周辺の縄文時代当時の景観の復元を検討する。 ・ 屋外展示物（看板、石碑等）の改修を検討する。  <p style="text-align: right;">上高津貝塚ふると歴史の広場</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>資料館のリニューアルや屋外施設の新たな整備等により、施設の魅力向上を図り、さらなる誘客と交流人口増加につなげる。それにより、来館者の歴史・文化に対する理解促進が得られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(4) 歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業		
事業名称	③ 亀城公園整備・活用事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	<p>亀城公園内</p> 		
事業の概要	<p>良好な風致・景観を備えた歴史的な町並みのシンボルとして、また、まちなかの憩いの場として、市民及び来訪者に親しまれる公園の環境を維持し、子供が史跡に触れる機会を創出するため、濠水浄化施設及び遊具の更新、イベントの開催等により公園利用者の増加を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>公園遊具</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>濠水浄化施設</p> </div> </div>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>亀城公園の整備や、イベント等を通じ、多くの来訪者に「この地には以前土浦城があった」ということを認識してもらうことで、史跡への親しみを醸成でき、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

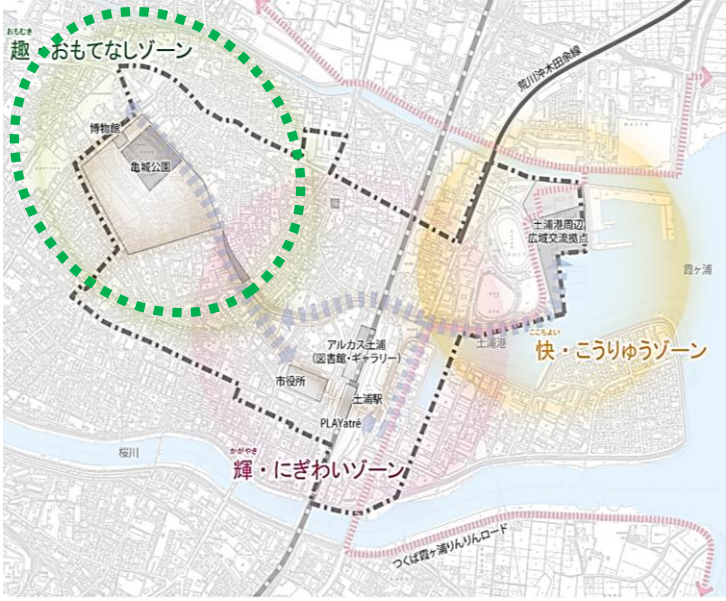
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(4) 歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業		
事業名称	④ 博物館重要資料公開推進事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	<p>土浦市立博物館</p> 		
事業の概要	<p>特別展、テーマ展、総合（季節）展示などの開催を通じて、土浦の歴史・文化を広く公開・発信していく。</p> <p>■ 特別展・テーマ展・総合（季節）展示の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国宝・重要文化財など、本市の貴重な資料を通じて地域文化と歴史に関するさまざまな展覧会を開催していく。 <p>■ 総合展示におけるメッセージ展示の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年（2007）に制作した総合展示「霞ヶ浦に生まれた人々の暮らし」の展示メッセージパネルの内容について、その後の新たな知見や収集資料をもとに見直しを行い、新たなメッセージパネルに更新する。  <p>展示イメージ</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国宝・重要文化財など、本市の貴重な資料を鑑賞する機会を創出することで、歴史や地域文化に対する関心と理解を深めるとともに、それらを保全する機運の醸成が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

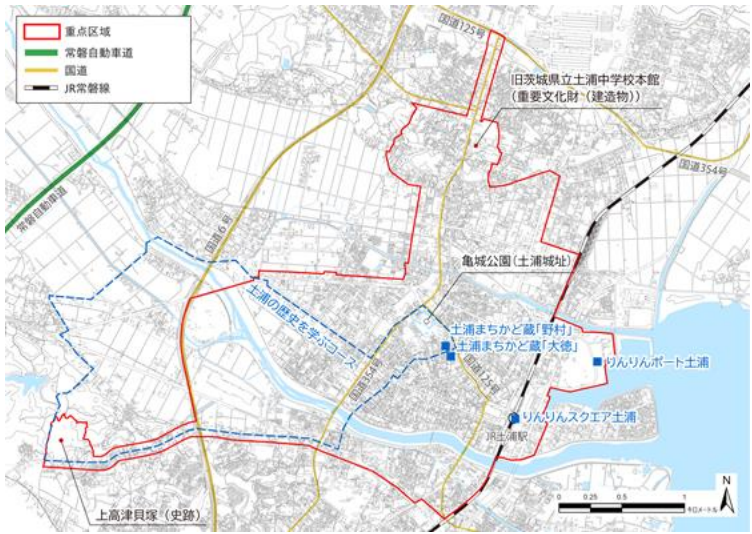


第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(4) 歴史的風致を活用した交流人口の拡大に関する事業		
事業名称	⑤ 「土浦の歴史と民俗」映像ソフト制作事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和7年度～令和14年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>地域の祭礼や信仰などの民俗文化財に関する映像を制作する。制作した映像は博物館情報ライブラリーや展覧会などで鑑賞に供するほか、インターネット上などでの公開も検討する。</p> <p>■ 映像制作予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦・桜川の浜降り（令和7～8年度（2025～2026）予定） ・藤沢・斗利出の民俗（令和10～11年度（2028～2029）予定） ・土浦の祇園祭（令和13～14年度（2031～2032）予定） <div data-bbox="667 925 1070 1232" data-label="Image"> </div> <p>これまでに制作してきた歴史と民俗映像ソフトの一例</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>映像制作を予定する民俗文化財は本市の歴史的風致を形成しており、活動を映像化することで、書籍では伝わりにくい躍動感のある魅力を発信できる。</p> <p>また、インターネット等を活用して映像を広く周知することで、市民の関心と理解が深まり、活動の継承につながることから歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		




(5) 歴史的な建造物等の周遊環境に関する事業

事業区分	(5) 歴史的な建造物等の周遊環境に関する事業		
事業名称	① 中心市街地まちなか再生事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	<p>中心市街地活性化基本計画 おもむき 「趣・おもてなしゾーン」内（中央地区）</p>  <p>対象地区位置図</p>		
事業の概要	<p>歴史的な建造物が集積している中央地区については、中心市街地活性化基本計画の中で「趣・おもてなしゾーン」と位置づけており、亀城モールを活用したにぎわい創出や、その周辺地区をつなぐネットワークの強化など、都市機能の更新を図ることで、地域の特性を活かした活気あるまちづくりを目指す。</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>都市機能の更新などにより、歴史的な建造物が集積する中央地区とその周辺の周遊性向上が図られる。それにより本地区への交流人口の増加が期待でき、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(5) 歴史的な建造物等の周遊環境に関する事業		
事業名称	② 水郷筑波サイクリング環境整備事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	<p>■ 土浦市自転車のまちづくり構想で位置づけた自転車コース (土浦の歴史を学ぶコース)</p> <p>■ 広域レンタサイクルの貸出・返却施設 (まちかど蔵、りんりんスクエア土浦、りんりんポート土浦)</p> 		
事業の概要	<p>市内各所の歴史・文化遺産等の観光スポットをつなぐ道路について、自転車が安全で快適に走行できる空間を整備するとともに、県・周辺市町村と連携して魅力発信に取り組むほか、広域レンタサイクル事業を推進し、自転車拠点施設及び各施設間の周遊環境向上を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="475 1406 866 1709">  <p>自転車通行空間の路面標示</p> </div> <div data-bbox="970 1406 1321 1709">  <p>広域レンタサイクル 予約サイト</p> </div> </div>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>自転車コースの魅力発信や周遊環境整備を行い、コース上にある歴史・文化施設への更なる誘客と交流人口の増加が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(5) 歴史的な建造物等の周遊環境に関する事業		
事業名称	③ 公共サイン・観光案内板整備事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>歴史的な建造物に誘導するサインや観光案内板等については、設置箇所が不足しているとともに、デザインが統一されていない物もあることから、平成25年(2013)に策定した「土浦市公共サイン整備ガイドライン」に基づき、サイン等の整備を推進し、各施設間の周遊性向上を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>公共サイン整備ガイドラインに基づく サインデザイン</p> </div> <div style="text-align: center;">   <p>デザインが統一されていない サイン</p> </div> </div>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>ピクトグラム、英語表記、デザインの統一など、わかりやすい公共サインを設置し、駅や高速道路インター及び各施設間の周遊性を向上させ、来訪者や市民が歴史・文化に触れる機会を創出することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

(6) 未指定文化財の保存・活用に関する事業

事業区分	(6) 未指定文化財の保存・活用に関する事業		
事業名称	① 文化財市登録制度創設事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和8年度～令和10年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>令和3年(2021)の文化財保護法の改正により、新たに設けられた文化財の地方登録制度に基づき、市登録制度を創設する。これまで国の指定等を得られなかった文化財に対して、本市の実情に応じて保存・活用が必要と認められるものを文化財として登録し、保護措置を講じていく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; color: orange;">地方指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定以外の文化財で各地方公共団体の区域内に存するものうち、重要なものを指定。 ・ 条例による独自の措置として、許可制を基本とし、国指定に準ずる手厚い保存・活用を図るものが多い。 </div> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; color: blue;">国指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有形文化財、無形文化財、記念物等のうち重要なものを指定。 ・ 許可制を基本とし、手厚い保存・活用を図る。 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">新設 地方登録</p> <p style="text-align: right; color: red; font-size: small;">※条例のみ →制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定・登録及び地方指定以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存・活用のための措置が特に必要とされるものを登録。 ・ 条例による独自の措置として、届出制を基本としつつ、保護措置の実態は多様。 </div> <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">国登録</p> <p style="text-align: right; color: red; font-size: small;">※無形/無形民俗を創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国指定及び地方指定以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存・活用のための措置が特に必要とされるものを登録。 ・ 届出制を基本とし、緩やかな保護を図る。 </div> </div> <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">意見聴取等を通じた調整</p> <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">国登録の提案</p> <p style="text-align: center;">国・地方における文化財の保存・活用の制度イメージ</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>保存・活用が必要と認められる文化財を登録することで、保護措置を講じることが可能となる。</p> <p>また、登録文化財とすることで、市民や来訪者の関心を集め、まちづくりや観光等への活用も見込めるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業区分	(6) 未指定文化財の保存・活用に関する事業		
事業名称	② 未指定文化財把握調査事業		
事業主体	土浦市	事業期間	令和6年度～令和15年度
事業手法	市単独事業		
事業の位置	市内全域		
事業の概要	<p>文化財保存活用地域計画の作成にあたり、令和3年度(2021)に、旧土浦城下、真鍋地区、新治地区等において、石造物や建造物を中心に未指定文化財の調査を行ったが、未実施の地区についても引き続き調査を行い、文化財の把握を進める。</p> <p>調査により得られた成果については、土浦市立博物館や上高津貝塚ふるさと歴史の広場(考古資料館)の特別展図録・企画展パンフレット等で活用を図る。</p> <p>なお、文化財の調査にあたっては、文化財愛護の会や茨城県建築士会土浦支部等の関係団体と協働で実施する。</p> <div data-bbox="683 916 1139 1223" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">未指定文化財の調査状況</p>		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>市内に散在する未指定の文化財を調査し、把握することで、歴史・文化や地域の魅力の掘り起こしにつながる。</p> <p>また、これらの作業を関係団体と協働で実施することにより、地域住民が主体となった文化財保護活動が活性化され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>		